

高速取引行為者向けの監督指針 新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>III. 監督上の評価項目と諸手続</p> <p>III-2 業務の適切性</p> <p>III-2-1 業務管理体制の整備</p> <p>高速取引行為者の業務の適切性の検証及び対応については、高速取引行為者の業務の内容・特性・規模・複雑性等に応じて、総合指針 III-2-1、III-2-2、III-2-7から III-2-9まで、III-2-11及び III-2-15に準ずることとするほか、以下の点にも留意して検証し、監督上の対応を行うこととする。</p>	<p>III. 監督上の評価項目と諸手続</p> <p>III-2 業務の適切性</p> <p>III-2-1 業務管理体制の整備</p> <p>高速取引行為者の業務の適切性の検証及び対応については、高速取引行為者の業務の内容・特性・規模・複雑性等に応じて、総合指針 III-2-1、III-2-2、III-2-7から III-2-9まで及び III-2-11に準ずることとするほか、以下の点にも留意して検証し、監督上の対応を行うこととする。</p>